

自 令和6年 6月 7日

至 令和6年 6月 18日

第2回 和木町議会定例会

令和6年第2回和木町議会定例会

(令和6年 6月7日)

○ 議事日程

別紙のとおり

○ 会議に付した事件

1. 報告第 4号

例月現金出納検査の結果について

2. 報告第 5号

和木町税条例の一部改正に関する専決処分について

3. 報告第 6号

令和5年度和木町一般会計繰越明許費計算書の報告について

4. 報告第 7号

和木町土地開発公社の経営状況の報告について

5. 議案第31号

令和6年度和木町一般会計補正予算(第1号)

6. 議案第32号

令和6年度和木町国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)

7. 議案第33号

和木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

8. 議案第34号

山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議
について

○出席議員（10名）

1 番	三分一 淳	
2 番	明本光 弘	
3 番	津島宏 保	
5 番	嘉屋富 公	
6 番	上田丈 二	
7 番	中村充 子	
8 番	灰岡裕 美	
9 番	小林秀 嘉	
10 番	森脇明 美	副議長
11 番	兼本信 昌	議長

○説明のため出席した者

町 長	米本正 明	
副町長	田中雅 彦	
企画総務課長	渡邊良 平	
税務課長	坂本啓 三	
住民サービス課長	上村克 司	
都市建設課長	山下純 二	
保健福祉課長	鳥枝 靖	
教育長	重岡良 典	教育委員会
事務局長	松井敏 浩	〃

○会議に従事した職員

事務局長	吉岡 司
書記	田尾 恵

開 会 9時 00分

議 長 町広報係から議場内のカメラ撮影の許可願いが出ておりますので、これを許可いたします。
また携帯電話お持ちの方は、電源をオフにされるようお願いいたします。

議 長 ただ今から令和6年第2回和木町議会定例会を開会します。

議 長 これより本日の会議を開きます。

議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、5番 嘉屋富公議員、6番 上田丈二議員を指名いたします。

議 長 日程第2 諸般の報告を行います。
先の定例会以降、5月21日から22日、東京で開催された「町村議会議長・副議長研修会」に、私と森脇副議長が出席しました。
その他につきましては、お手元に、諸般の報告として配布しておりますので、ご了承願います。
次に、本定例会の開催にあたり、議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長から報告願います。
議会運営委員会 委員長 津島宏保議員。

津 島 議 員 議会運営委員会からご報告いたします。
町長より6月7日に議会が招集されたことに伴い、5月31日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について次のとおり申し合わせを行いました。

本定例会に付議されております議案は、報告4件、議案4件でございます。

本定例会の議会運営でございますが、本日初日に報告第4号から第7号、議案第31号から議案第34号の議案説明と質疑を行い、報告第5号と第6号は、討論、採決まで行います。11日は一般質問、12日は総務文教常任委員会、13日は民生建設常任委員会、17日は、広報広聴常任委員会を行い、最終日は6月18日で、討論、採決を行うこととします。

よって、本定例会の会期を、本日6月7日から6月18日までの12日間とし、日程はお手元に配布しておりますとおりでございます。

皆さまのご理解とご協力を申し上げ、以上、議会運営委員会からの報告といたします。

議会運営委員会委員長 津島宏保。

議長 以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第3 会期の決定を議題とします。

おはかりします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月18日までの12日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 異議なしと認めます。

議長 したがって、本定例会の会期は、本日から6月18日までの12日間とすることに決定しました。

議長 日程第4 行政報告について

町長の報告を求めます。米本町長。

米本町長

皆さん、おはようございます。本日は7件の事柄について行政報告をさせていただきます。

まず最初に、和木町地域プロジェクトマネージャーの委嘱についてでございます。

去る5月1日、和木町地域プロジェクトマネージャーとして、村井 優（むらいゆたか）さんに委嘱状を交付いたしました。

村井さんは企画総務課の所属で、配属先は和木町地域振興協会となっております。主な業務内容は、和木町地域振興協会及びポニーサイドカフェの運営事業、第3期和木町総合戦略作成のサポート業務、各種事業におけるファシリテーターでございます。村井さんには、地域おこし協力隊の頃から町内外と連携を取りながら活動された経験や、会社経営者としての視点を発揮していただき、「蜂ヶ峯総合公園活性化を通じた町への関係人口創出と地域共創事業の発展」を目標に、業務に取り組んでいただいております。

以上、和木町地域プロジェクトマネージャーの委嘱についての報告とさせていただきます。

次に、和木町総合防災訓練の実施についてですが、今年度は総合防災訓練を2回開催することとしており、第1回目の訓練として、5月26日、個別避難計画に基づく避難訓練を実施いたしました。

本町では土砂災害警戒区域の要配慮者を対象に、地域の自治会、民生委員をはじめ、多くの皆様のご協力を頂くことで、令和6年1月に9自治会で63世帯78名の計画を作成する事ができました。これまで幸いにも本計画による避難支援を行う事態はございませんでしたが、計画には何よりも実効性が重要であることから、出水期を前に本訓練を実施することといたしました。

訓練の概要についてでございますが、本訓練は、計画の支援対象者78名のうち、34名の方からご参加を頂き、避難

の支援を行う地域の方々、和木町消防団、町職員など、参加者の合計は約90名となりました。

訓練は午前9時に、防災行政無線による「訓練 高齢者等避難」の発令により、支援をする方と町が連携して、支援を受ける要配慮者の方に連絡し、町公用車、マイクロバス、消防団車両により、避難所までの移動支援を行いました。避難は概ね順調に行われ、訓練開始から1時間半で完了をしております。

この訓練の成果は大きく2つあり、1つ目は、個別避難計画による「支援を受ける側」と「支援をする側」が手順に従って実際に行動することにより、自らの役割・行動と、互いの連携を確認し、実効性を高める事ができました。

2つ目は、暗くなり始める2時間前には「高齢者等避難」を発令し、支援を開始しなければならないという時間的な尺度を得ることができました。

町としては現状に満足することなく、本訓練の成果をさらに分析・検討し、これからも地域と町、消防団が一体となった避難支援体制の充実に努めてまいります。

以上、和木町総合防災訓練の実施についての報告とさせていただきます。

次に3点目として、带状疱疹ワクチンの助成についてでございます。

5月1日から米空母艦載機部隊配備特別交付金を活用して、新たに带状疱疹ワクチンの一部助成を開始いたしました。50歳以上の方が対象で、生ワクチンが4千円の助成、不活化ワクチンは1万円を2回分助成しています。生ワクチン、不活化ワクチンいずれかの接種が対象で、助成は一度限りでございます。

町内の医療機関をご利用する場合は、助成金額を差し引いた額で接種できます。町外の医療機関で接種する場合は、償還払いで助成を受けることができます。

带状疱疹は、50歳を過ぎると発症率が高くなるといわれております。広報わき、ホームページ等で周知をしております。

ので、ご利用いただけたらと思います。

以上、带状疱疹ワクチンの助成についての報告とさせていただきます。

次に、妊産婦タクシー利用助成事業についてでございますが、妊産婦の移動に伴う心身の負担を軽減し、安心・安全な出産と産後の母親を支援することを目的に、6月1日から妊産婦タクシー利用助成事業を開始いたしました。

町内に住民登録がある妊婦が対象で、保健相談センターに妊娠届を提出する際申請できます。助成金額は、タクシー利用券500円分を10枚交付するもので、健診や買い物等の移動手段として利用でき、区域に制限はございません。有効期限は交付日から14か月間です。今年度は70人分の予算を確保しており、少子化対策の一助になればと考えております。

以上、妊産婦タクシー利用助成事業についての報告とさせていただきます。

次に、5番目として、こども家庭センターについてでございます。

6月1日から、保健相談センターに「こども家庭センター」を併設いたしました。

こども家庭センターは、すべての妊産婦や子育て世帯、子どもに対し、妊娠期から出産・子育てまで、一貫した相談支援を行う機関でございます。妊産婦やこどもの健康の保持増進、児童虐待の防止等、切れ目のない支援を行うため、関係機関との連携や地域の資源、サービスにつなげていく、ソーシャルワークの中心的な役割を担います。産後ケアなど母子保健事業を拡充し、児童虐待防止対策と一体的に行うこととしております。

以上、こども家庭センターについての報告とさせていただきます。

6点目として、令和5年度和木町価格高騰重点支援給付金事業についてでございます。

エネルギーや食料品価格等の物価高騰による負担増を踏ま

え、令和5年度の住民税均等割のみ課税されている世帯に対し、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、1世帯当たり10万円を支給いたしました。

支給対象者に確認書を送付するプッシュ型で、申請期限を5月31日とし、支援対象世帯は129世帯で、5月20日現在、120世帯に対し1,200万円を支給いたしました。

また、並行して住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付加算として、世帯内の18歳以下の児童に対し、1人当たり5万円を支給いたしました。支給対象は55世帯、88名で、52世帯、81名に対して405万円を支給を行っております。

以上、令和5年度和木町価格高騰重点支援給付金事業についての報告といたします。

最後に、和木小学校開校150周年記念事業「タイムカプセル開封式」についてでございます。

5月4日、和木小学校において、24年前の平成12年に埋設したタイムカプセルの掘起こしと開封式が開催されました。この事業は、当時の在校生や学校運営協議会の方々に組織された実行委員会が計画されたものであり、式典には、当時の在校生やその保護者、先生方に加え、地域の方々など約130名が参加されました。

故郷を離れた遠方からの参加者も多く、「同級生や恩師の先生方にまた会えたことが、本当に良い思い出になった」など、久しぶりの再会を喜ばれておりました。

当日の掘り起こし作業は、校舎の建て替えに伴う、タイムカプセルの移設により、埋設地点の探索に時間を要するなどのハプニングもございましたが、無事、予定時間内に掘り起こすことができました。

掘り起こした「タイムカプセル」の中身は、厳重に密封されていることから保存状態は大変良好で、その中には、将来の自分への手紙や保護者からの手紙、新聞記事、写真、ビデオなど、数多くの思い出が詰め込まれており、参加者の皆さんは、それぞれご自身の手紙などを持ち帰られました。当日、

参加できなかった方々のお手紙などは、小学校で保管しており、本人確認ができれば、お渡しすることとお聞きしております。

今後、8月5日には、関連事業として夏期巡回ラジオ体操の開催や11月30日には、記念式典や児童会企画などが計画されております。私といたしましても、町民の皆様と一緒に、和木小学校の150年間の歴史を振り返り、これからも新たな歴史を積み重ねてまいりたいと考えておりますので、ぜひ、各種行事に足を運んでいただきたいと思いますと思っております。

以上、和木小学校開校150周年記念事業「タイムカプセル開封式」についてのご報告といたします。

以上、7点の事柄を行政報告とさせていただきます。

議 長 日程第5 報告第4号 例月現金出納検査の結果について
監査委員から、お手元に配布してありますとおり、例月現金出納検査の結果について報告がありましたのでご了承願います。

議 長 日程第6 報告第5号 和木町税条例の一部改正に関する
専決処分について
これを議題とします。執行の説明を求めます。
坂本税務課長。

坂 本 報告第5号 和木町税条例の一部改正に関する専決処分につ
税 務 課 長 いてご説明いたします。

和木町税条例の一部を改正する条例について、令和6年3月31日に、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものでございます。

今回の専決処分は、本年3月31日に公布されました、地方税法等の一部を改正する法律等に伴い、和木町税条例につ

いて所要の改正を行ったものでございます。

主な改正といたしまして、令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることによる規定の新設でございます。

定額減税は、令和5年の所得金額が1,805万円以下の方に、令和6年度の個人住民税の所得割から、納税者本人及び、配偶者を含む扶養親族一人につき1万円を減税するものでございます。

その他、地方税法の一部改正に伴う改正を行っております。

以上で、報告第5号、和木町税条例の一部改正に関する専決処分について説明を終わります。

- 議 長 報告第5号について、質疑を許します。
なお、質疑は簡潔に、答弁は丁寧をお願いいたします。
質疑はありませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し討論に入ります。
討論はありませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議 長 討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。
- 議 長 報告第5号 和木町税条例の一部改正に関する専決処分について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 全員挙手。
- 議 長 したがって、報告第5号は承認することに決定しました。

議 長	<p>日程第7 報告第6号 令和5年度和木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について</p> <p>これを議題とします。執行の説明を求めます。</p> <p>渡邊企画総務課長。</p>
渡 邊 企 画 総 務 課 長	<p>報告第6号 令和5年度和木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。</p> <p>この報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和5年度の和木町一般会計の繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたのでご報告させていただくものでございます。</p> <p>内容についてご説明申し上げます。資料の2枚目、裏面の方をご覧ください。</p> <p>一般会計におきまして、定額減税にかかる住民税システム改修業務 74万6千円、氏名の振り仮名法制化に係るシステム改修業務 1,063万4千円、価格高騰重点支援給付金事業、住民税均等割のみ課税世帯分ですが、700万円、価格高騰重点支援給付事業、子ども加算分、120万円、新型コロナウイルスワクチン体制確保事業 3万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業 30万円、横道橋整備事業 3,249万2千円、装束雨水ポンプ場改修事業 507万5千円、蜂ヶ峯公園高圧ケーブル整備事業 770万7,639円、これらを令和6年度に繰り越したものでございます</p> <p>各事業の財源内訳につきましては、表の右側の方に記載がございます。</p> <p>以上で、報告第6号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>報告第6号について、質疑を許します。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり。）</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。</p>

討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。

議 長 報告第6号 令和5年度和木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
承認することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、報告第6号は承認することに決定しました。

議 長 日程第8 報告第7号 和木町土地開発公社の経営状況の報告について
理事長より、お手元に配布してありますとおり、報告がありましたので、ご了承願います。

議 長 日程第9 議案第31号 令和6年度和木町一般会計補正予算(第1号)
これを議題とします。執行の説明を求めます。
渡邊企画総務課長。

渡 邊 企 画 議案第31号 令和6年度和木町一般会計補正予算(第1
総 務 課 長 号)についてご説明申し上げます。

補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ9,239万8千円を追加し、総額を42億6,285万7千円とするものでございます。

今回の補正予算は、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、昨年度国から示されておりました「定額減

税補足給付金」事業及び「低所得者支援給付金」事業を実施するための経費を始めとする、その他各種事業に必要な経費を計上するために提案をさせていただくものでございます。

それでは、第1表歳入歳出予算補正の2ページ歳出からご説明申し上げます。費目ごとの詳細は13ページからになります。

款2 総務費321万1千円の増額は、『るるぶ和木町』の増刷のための経費54万1千円と、マイナンバーで情報連携を行うために各自治体が個人情報データの副本を保存する「中間サーバー」につきまして、システム更改に伴う増額分261万9千円を計上したことなどによるものでございます。

款3 民生費の補正は、定額減税補足給付金事業を実施するにあたって必要な消耗品費・印刷製本費・通信運搬費・システム改修費等の事務費と所得税と個人住民税の定額減税額の合計額が4万円に満たない人に対する補足給付金として5千万円を計上、また低所得者支援給付金事業として、令和6年度新たに「住民税非課税世帯となる世帯」及び「均等割のみ課税となる世帯」に対する給付金を総額2,500万円計上、こちらの事業でも事務的経費として通信運搬費とシステム改修費をそれぞれ計上しています。このほか障害福祉費の増額、児童福祉費では多子世帯利用料等軽減事業助成金にそれぞれ必要額を計上し、民生費で総額で8,352万2千円を増額するものでございます。

款4 衛生費395万5千円の増額は、保健相談センターの健康管理システムの機能強化業務及び斎場の改修工事費352万円を計上したことによるものでございます。

款9 教育費では、老朽化した卓球台の購入費用として、備品購入費に171万円を計上しています。

続きまして、1ページの歳入について申し上げます。

詳細は9ページからでございます。

款15 国庫支出金8,449万1千円の増額は、国庫補助金として、自治体中間サーバー・プラットフォーム運用経費

補助金 2 6 1 万 9 千円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時
交付金 8,130 万 5 千円 等を増額したものでございます。

款 1 6 県支出金は、多子世帯応援保育料等軽減事業費補
助金等を計上しております。

款 1 9 繰入金は、今回の補正予算の歳入歳出を調整する
ため、財政調整基金繰入金 3 8 4 万 1 千円を増額するもので
ございます。

款 2 1 諸収入では、雑入として「ライフスポーツ財団」
からの「こども活動支援金」として 1 0 0 万円を計上してい
ます。

款 2 2 町債 2 6 0 万円の増額は、斎場送電設備整備事業
債、こちら改修工事の財源となるものですが、の増額による
ものでございます。

なお、今回の補正後の財政調整基金の残高は、1 1 億 1,6
1 7 万円になる見込みでございます。

続いて、3 ページ第 2 表 債務負担行為についてご説明い
たします。中間サーバーファイアウォール機器リース料は、
その事業期間を令和 7 年度から令和 1 1 年度までとし、限度
額は 3 4 4 万 6 千円、セキュリティ強化機器リース料も事
業期間は令和 7 年度から 1 1 年度まで、限度額を 7 3 6 万 6
千円とするものでございます。

続いて、4 ページ第 3 表 地方債補正につきましては、斎
場送電設備整備事業債の発行限度額を 2 6 0 万円と定めるも
のでございます。

以上で、議案第 3 1 号の説明を終わります。

議 長 本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。
灰岡裕美議員。

灰岡議員 説明書の 1 3 ページ 民生費の中の定額減税補足給付金事
業 総額 5,341 万 9 千円の内、交付金の 5 千万についてこ
の交付金についての説明をお願いいたします。

議 長 鳥枝保健福祉課長。

鳥 枝 保 健 福祉課長 はい、お答えいたします。

給付金の内容についてですけれども、まず納税者本人とその扶養家族一人につき所得税3万円と個人住民税1万円の定額減税が実施されます。扶養親族がいない場合は、所得税3万円と個人住民税1万円。合計4万円の定額減税。扶養親族が一人の場合は、所得税6万円と個人住民税2万円、合計8万円の定額減税となりますが、定額減税補足給付金につきましては、個人の推計所得税及び個人住民税所得割額がその定額減税を下回る方、定額減税を十分に受けられないと見込まれる方に対し、定額減税との差額分を1万円単位で支給するものでございます。

なお、支給対象者には支給確認書を送付する予定としておりまして、この確認書に支給額や先程申した計算式等を記載する予定としておりますので、この確認書により確認、ご確認いただけたらと思っております。

以上でございます。

議 長 灰岡裕美議員。

灰 岡 議 員 それでは、この給付金の支給時期はいつ頃になりますでしょうか、教えてください。

議 長 鳥枝課長。

鳥 枝 保 健 福祉課長 お答えします。今後の確認作業、それから作業状況にもよりますけれども、現時点では7月の中旬から8月の初旬頃を予定としております。

議 長 5千万はいいんですか、金額の方はいいんですね、はい。他に質疑はありませんか。

森脇明美議員。

森脇議員 14ページの上の上段の印刷製本費のところなんですが、先程るるぶの増刷を予定しているということでしたが、大体何部増刷で、そしてどういう所からどういう要望があったのでしょうか、お尋ねいたします。

議長 渡邊企画総務課長。

渡邊企画総務課長 はい、お答えいたします。増刷部数は今回5千部を予定しております。お尋ねのまあ要望といいますか、昨年度50周年記念で1万部作りまして、近隣の市町それから町内全戸配布、それと広島市内の地下街とか金融機関、こういったところに配布いたしました。今回、広島広域都市圏内の市町、それから山口県の東京事務所、それから各種イベントでの配布、こういったところに配布を考えております。特に、広島広域都市圏からですね、お問い合わせを結構いただいておりますのでこちらには重点的に配布を考えております。

議長 よろしいですか。
森脇議員。

森脇議員 はい、この5千部を増刷し、今後の効果はどういうふうに考えておられるのでしょうか。

議長 渡邊課長。

渡邊企画総務課長 はい、これは5年度に配布した時もなんですけども、やはり町外及び県外の周辺市町の人々に和木町の、まあ興味を持ってもらう、魅力を感じていただく、それから交流人口の増加や訪問、和木町を訪れる方を増やす、で和木町への転入とか定着に繋がればという効果を期待しております。

議長 よろしいですか。
他に質疑はありませんか。
津島宏保議員。

津島議員 1点お伺いいたします。
資料の12ページです。款21の諸収入 雑入のところ、
こども活動支援金として説明ではライフスポーツ財団より卓
球台の購入費として100万円ということですが、
この100万円についてなんですが、これは和木町の方から
ライフスポーツ財団に対して要望を出したもののなか、それ
ともライフスポーツ財団の方から和木町に100万円のお金
が落ちてきたのか、これはどちらでしょうか。

議長 松井教育委員会事務局長。

松井教育委員会事務局長 はい、お答えいたします。これは今回歳出の方で、まず、
失礼しました、これは和木町からライフスポーツ財団の方に
申請をいたしました。これは今回歳出の方で9台の卓球台を
購入することとしておりますが、その補助金ということに
なっております。

議長 津島宏保議員。

津島議員 はい、こちらの方からそういった財団に申請をされたとい
うことなんですが、これまでもこの財団に対して申請され
て補助金が認められ購入したような経緯というのが分かる範
囲であれば教えてください。

議長 すいません。松井局長。

松井教育委員会事務局長 はい、お答えします。こういったスポーツ器具等について
はちょっと今現在無いというふうに私は考えておりますが、
例えば放送器具、そういったものであればですね、宝くじの

補助金、そういったものを活用したことは過去にございます。

議長 よろしいですね。
他に質疑はありませんか。
上田丈二議員。

上田議員 16ページ 3款 民生費 2項 児童福祉費の委託保育事業 和木町多子世帯利用料等軽減事業助成金88万2千円について伺います。

この事業、今年県が子育て支援対策として第2子以降の保育料を無料化する事業の町外に対しての助成金だと思うんですけど、この88万2千円のニーズに対して何人なのか教えていただきたいと思います。

議長 松井局長。

松井教育委員会事務局長 はい、お答えします。
現在、認可外保育所に加入されている方、3名に対する補助を見込んでおります。

議長 上田丈二議員。

上田議員 利用人数が3名とちょっと少ないように思うんですけど、これはどういうふうになっているんでしょうか、ちょっと伺いたいと思うんですけど。

議長 松井局長。

松井教育委員会事務局長 仕組み上はですね、認可外保育所に通われてるこどもさんは、もう施設に直接お金を払うこととなっております。そういった意味でですね、一旦お支払いいただいて、必要、上限額もございますが、その上限額までの金額の保育料を補助する、そういうことになっております。

議 長 上田丈二議員。

上 田 議 員 町の方ではなかなか把握が出来ないと思うんですけども、
県の方で調整して、その親御さんとかは個人的にその届けと
かはものは必要ないっていうふうに理解してよろしいでしょ
うか。

議 長 松井局長。

松 井 認可外保育所につきましては、県の方が監督をしております
教育委員会 ですので、そういった意味で、県とまた協力をしながら人数、
事 務 局 長 どの方が入られている、そういったことも把握に努めたいと
思っております。

議 長 よろしいですね、はい。
他に質疑はありませんか。
灰岡裕美議員。

灰 岡 議 員 説明書の17ページ、和木町斎場改修工事350万の工事
内容を教えてください。

議 長 上村住民サービス課長。

上 村 住 民 この工事はですね、今年の3月末に斎場の、斎場の高圧引
サ ー ビ ス 込み電線の方が、大雨による倒木により断線しました。今、
課 長 仮復旧してる状況です。それを今度本復旧工事を行うもので
ございます。

議 長 いいですね、はい。
他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第10 議案第32号 令和6年度和木町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
これを議題といたします。
執行の説明を求めます。
鳥枝保健福祉課長。

鳥枝保健福祉課長 議案第32号 令和6年度和木町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ654万8千円を追加し、予算の総額を7億473万8千円とするものでございます。

2ページの歳出からご説明いたします。詳細は、9・10ページです。

款1 総務費は、印刷製本費36万6千円の増額、システム改修委託料として277万9千円を増額するものでございます。

款6 諸支出金は、令和6年2月診療分の診療報酬の精算により、償還金を、340万3千円増額するものです。

続いて、1ページ歳入についてご説明いたします。詳細は7・8ページです。

款4 繰入金は、今回の補正額の歳入歳出を調整いたしまして、一般会計繰入金を36万6千円、財政調整基金繰入金を277万9千円増額するものです。

款6 諸収入は、令和6年2月診療分の診療報酬の精算により、国保連合会からの返還金340万3千円を増額するものです。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

議長 本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第11 議案第33号 和木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
これを議題とします。執行の説明を求めます。
松井教育委員会事務局長。

松井教育委員会事務局長 それでは、議案第33号 和木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例改正は、令和6年3月13日に公布されました児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、小規模事業所及び事業所内保育事業所における保育士・保育従事者の配置基準を定める、本町の基準条例の一部を改正するものでございます。

なお、現時点で、本改正の対象となる事業所は町内に設置されておりませんが、国の基準に即して、条例の整備を行うものでございます。

この改正案の趣旨でございますが、小規模保育事業所等における、安心・安全な保育の体制整備、保育士等の負担軽減などを目的としており、満3歳児以上の児童の保育に係る職員の配置基準を見直すものでございます。

それでは、改正各条のご説明をいたします。条例第29条及び第31条では、小規模保育所事業所について、第44条及び第47条では、事業所内保育事業所について職員の配置基準を改正するもので、各条第2項第3号において、満3歳

以上4歳に満たない児童の職員の配置基準について、20人につき1人を、15人につき1人に、同項第4号では、満4歳以上の児童の配置基準について、30人につき1人を、25人につき1人に改正するものでございます。

なお、附則第1条において、公布の日から施行するものとしておりますが、第2条において、経過措置として、当分の間は従前の基準により運営することも妨げないこととしております。

以上、議案第33号、和木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

議長 本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第12 議案第34号 山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
これを議題とします。執行の説明を求めます。
鳥枝保健福祉課長。

鳥枝保健福祉課長 議案第34号 山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、ご説明いたします。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の制定等に伴い、山口県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するために、町議会の議決を求めるものでございます。

規約改正の内容につきましては、後期高齢者医療被保険者

証が廃止され、マイナンバーカードに一体化する取扱いとなることに伴い、別表中の「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものでございます。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

議 長 本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。
よって、本日はこれで散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 異議なしと認めます。

議 長 本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

閉 会 9 時 4 8 分